

EU における会計基準の同等性評価とわが国の制度的対応

藤井 秀樹
京都大学大学院経済学研究科

2006 年 9 月

キーワード : CESR, EU, IFRS, コンバージェンス, 同等性評価, 会計基準
連絡先 : hujii@econ.kyoto-u.ac.jp

I はじめに

近年の会計基準のコンバージェンス（以下たんに「コンバージェンス」¹という）へのわが国の制度的対応²を概観し、その現状と課題を筆者なりに整理・検討するのが、本稿の目的である。検討の主たる素材として、EUの同等性評価とそれをめぐるわが国の対応をとりあげる。当該問題が目下、上記の研究目的を遂行するうえで格好の事例を提供するものとなっているからである。本稿が、近年の基準調和化へのわが国の制度的対応のあり方を洞察するさいの一助ともなれば幸いである。

II EU の同等性評価をめぐる諸状況

1. 同等性評価の実施に至る経緯

域内市場で資金調達する域内外の全企業にIAS準拠の連結財務諸表の作成を要求する制度の創設という『財務報告戦略』(EC[2000])の提案³を受けて、欧州議会および欧州閣僚理事会は、域内の基準調和化に関する諸法令を矢継ぎ早に採択した(表 1)。

表 1 同等性評価の実施に至る経緯

2000.6	財務報告戦略 (EC[2000])	域内市場で資金調達する域内外の全企業に IAS 準拠の連結財務諸表の作成を要求する制度の創設を提案(par.6)。
2002.7	IAS 規則	2005 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から、域内上場企業(European listed companies, CESR[2005b]par.50)に IFRS 準拠の連結財務諸表の作成を要求(art.4)。
2003.11	目論見書指令	域内上場企業に IAS 規則等に準拠した情報開示を要求(art.10)。域外企業(non-EU issuers, CESR[2005c]par.46)が域内市場で資金調達する場合、当該域外企業の目論見書が同指令の要求する目論見書と開示内容において同等性を有することを要求(arr.20)。
2004.12	透明性指令	域内資本市場の透明性の向上を目的として（前書）、域内市場で資金調達する企業に IAS 規則に準拠した連結財務諸表の作成・開示を要求(art.4)。域外企業が準拠する本国基準等が同等性を有する場合には同指令の適用を免除(art.23)。

2002 月に制定・公表された IAS 規則(Regulation (EC) No.1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, L 243, *Official Journal of the European Communities*, 11.9.2002)によって、2005 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から、域内上場企業(European listed companies)に IFRS

¹ 邦語先行文献において、“convergence”は、「統一」、「統合」、「収斂」などと訳されている。当該用語の訳語問題に過度に立ち入ることは生産的なことと思われないので、ここではたんに「コンバージェンス」と表記することにした。

² 本稿では、「制度」を広い意味でのルールを意味する用語として用いるが、次節以下の検討ではとくに法制度の側面に注目している。

³ EC[1995] (pars.5.1-5.9)では、国際会計基準(IAS)の採用とその設定プロセスへの関与の必要性が指摘されながらも、既存の会計指令(会社法第 4・7 号指令)の枠内での会計調和化が提唱されていた。

準拠の連結財務諸表の作成が要求されることになった。

つづいて 2003 年に制定・公表された目論見書指令(Directive 2003/71/EC of the European Parliament and of the Council of 4 November on the prospectus to be published when securities are offered to the public or admitted to trading and amending Directive 2001/34/EC, L 345, *Official Journal of the European Union*, 31.12.2003)によって、域内上場企業に IAS 規則等に準拠した情報開示が要求されると同時に、域外企業(non-EU issuers)が域内市場で資金調達する場合には当該域外企業の目論見書が同指令の要求する目論見書と開示内容において同等性を有することが要求されることになった。

そしてさらに、2004 年に制定・公表された透明性指令(Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004 on the harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC, L 390, *Official Journal of the European Union*, 31.12.2004)によって、域内市場で資金調達する企業に、IAS 規則に準拠した連結財務諸表の作成・開示が要求されることになった。

2. CCSR による同等性評価

前項で見たような経緯を受けて、EC(欧州理事会)は 2004 年 6 月 25 日付けで、第三国のGAAP (一般原則および会計基準。以下便宜的に「基準」という)の同等性評価を、同委員会の諮問機関であるCESR(欧州証券規制当局委員会Committee of European Securities Regulators, EU委員会決定 2001/528/ECにより 2001 年 6 月設立－透明性指令(30) ; EU委員会決定 2001/527/EC－CESR-Web Site)に要請した。そのさい、カナダ、日本、アメリカの基準が評価対象として指定された。CESRは、同等性の意味、同等性の技術的評価のための方法および規準、執行メカニズムの記述方法を明らかにすることを目的とした『概念ペーパー』(CESR[2005b])を公表したのち、『第三国基準の同等性に関する技術的助言』(CESR[2005c])を公表した。3 カ国の基準は「総じて国際財務報告基準(IFRS)と同等である」(CESR[2005c]pars.19 adn 88)とされたものの、同等な基準として受け容れる条件として表 2 に見るような「補完措置」(remedies)が要求された。以上のCESRの助言活動は、4 段階アプローチにもとづく証券規制導入プロセス(new legislative techniques based on a four-level approach－透明性指令(30))のレベル 2 をなすものである(EC[2004]。これに対し、目論見書指令の制定は、当該問題に関するレベル 1 の作業とされている⁴。

⁴ この 4 段階プロセスは、Committee of Wise Men[2001]の提案にもとづいて 2002 年に正式に採用されたものであり、次の 4 つのレベルからなる。

	作業レベル	作業内容
レベル 1	基本原則 essential principles	指令または規則の制定をつうじて基本原則を設定する。
レベル 2	実施措置 implementing measures	EC の諮問にもとづき、実施措置について CESR が EC に対して技術的助言を行う。
レベル 3	協力 co-operation	レベル 1・2 で具体化された法制の整合的で同等な転換を図るために各国の証券監督者の協力関係を強化する。CESR はガイドライン等の公表をつうじてこのプロセスを促進する。
レベル 4	執行 enforcement	EC の主導により EU 法制を執行する。

表 2 第三国基準に対して要求された補完措置とその件数

	カナダ基準	日本基準	米国基準
開示 A 第三国基準に準拠した開示を拡張する定性的および/または定量的な追加開示。	7	13	8
開示 B 事象または取引が IAS/IFRS に準拠して会計処理されたとすれば、当該事象または取引にどのような影響があるかの定量的な開示。	5	9	9
補完計算書 第三国基準に準拠して作成・表示されるプロフォーマの計算書であるが、第三国基準のもとでは完全に適用されていない IFRS を考慮した修正再表示を含む。	1	3	1
今後の検討事項	1	1	1

CESR[2005c]pp.8-9 により作成。

表 3 日本基準と米国基準に共通して要求された補完措置の対象項目

開示 A	1. 株式報酬(IFRS2)ー日本基準では ED3, 米国基準では SFAS123R を評価対象とした場合 2. 原価基準で表示された少数株主持分(IFRS3) 3. 段階的取得(IFRS3) 4. 従業員給付(IAS19) 5. 減損の戻入(IAS36) 6. 廃棄費用(IAS37) 7. 投資不動産(IAS40)
開示 B	1. 株式報酬(IFRS2)ー日本基準では現行基準, 米国基準では SFAS123 を評価対象とした場合 2. 交換日(IFRS3) 3. 取得した研究開発(IFRS3) 4. 負ののれん(IFRS3) 5. 後入先出法の採用(IAS2) 6. 会計方針の統一(IAS28) 7. 減損テストー割引前将来キャッシュフロー(IAS36) 8. 開発費用の資産化(IAS36) 9. 農業(IAS41)
補完計算書	連結の範囲（支配の定義ー適格 SPE が含まれていない）(IAS27)

CESR公式ウェブサイト

<http://www.cesr-eu.org/index.php?page=institutionalcontext&mac=0&id=>により作成。

CESR[2005c]p.9 により作成。

ちなみに、日本基準に対して要求された補完措置のうち 18 項目（開示 A：7 項目，開示 B：9 項目，補完計算書：1 項目，今後の検討課題：1 項目）は、アメリカ基準に対して要求された項目と共通したものであった(表 3)。同等性評価は、第三国基準に対する一種の第三者評価といえるが、その作業によって端無くも、日本基準とアメリカ基準の相対的共通性が炙り出されたことになる。このことは、日本基準とアメリカ基準(SEC 基準)のコンバージェンスが、日本基準と EU 基準 (IFRS) とのそれよりも相対的に進んでいる現状を、改めて物語るものとなっている。

3. わが国の対応

(1) 同等性評価へのコメント

CESR の同等性評価(CESR[2004][2005a][2005b][2005c])に対するコメント等として、わが国では、金融庁[2004][2005a][2005b]，経済産業省[2004][2005]，企業会計審議会[2004][2006]，ASBJ[2004b][2005]，日本公認会計士協会[2004][2005]，日本経済団体連合会[2006]等が公表されている(これらの諸機関・諸団体を以下「関係当局等」という)。CESR の同等性評価に対するコメントに共通しているのは、①日本基準の同等性を認めること、②補完措置が必要とされる場合でもその適用は最小限にとどめることの、2 つを要請していることである。こうした要請の論拠は、次の 2 つに大別される。

第 1 は、日本基準はすでに国際的に遜色のない会計基準として整備されているということである。したがって、現在残存している日本基準と IFRS の差異には合理的な理由があるとされる。これは、基準の内容に着目した論拠であり、ASBJ[2005]の主張に典型的に見られる⁵。第 2 は、数値情報または補完計算書の開示要求は結果的に 2 つの財務諸表の作成を求めるものであり、日本企業に多大なコスト負担を強いることになるということである。こうした開示要求は、EU 資本市場への日本企業のアクセス可能性を制約することになるので、日本と EU の双方の利益を損なうとされる。これは、同等性評価の経済的影響に着目した論拠であり、金融庁[2005a]および経済産業省[2005]に典型的に見られる。

わが国の関係当局等の以上のような働きかけもあって、同等性条項の域外企業への適用は 2007 年 1 月 1 日（目論見書指令および透明性指令の発効日）以降に延期され、さらにその後、2009 年 1 月 1 日以降に再延期された。

(2) 制度的対応

他方、EU での同等性評価の取組みを受けて、企業会計審議会[2004]は、IFRS に準拠して作成された財務書類をわが国の制度上どのように位置づけるかについて論点整理を行っている。その論点整理をふまえたうえで、企業会計審議会[2004]は、①IFRS に準拠して作成された財務書類がセカンダリー⁶で開示される場合には「従来の考え方」、すなわち「当該財務書類に基づき当該本

⁵ 日本公認会計士協会[2005]では、CESR[2005c]については同協会は ASBJ と同意見であり、「ASBJ のコメントを支持する」としている。

⁶ ここで、「セカンダリー」とは「本国又は第三国で、一定期間、既に適正に開示された財務書類を我が国においても開示される(原文ママ引用者)こと」をさし、「プライマリー」とは「本国又は第三国においては未だ開示されていない有価証券が我が国において開示されること」をさす。企業会計審議会[2004]10 頁。

国又は第三国の市場において会社の評価や有価証券の価格の形成が行われ、開示の制度が整備されている国の会社については、当該本国又は第三国で既に開示されている財務書類を開示することが、我が国での『公益又は投資者保護』の観点から特段の問題はない」(11 頁)とする考え方(以下この考え方を「実績主義」と呼ぶ)を原則として維持し、②プライマリーで開示される場合には「我が国の市場では我が国の基準に準拠することを求める」(11 頁)という「市場主義」の考え方を原則として適用するという提案を行っている⁷。

III 主たる論点の検討

1. 同等性概念をめぐる解釈の相違

わが国の関係当局等が一律に日本基準の同等性を主張しているのに対して、CESRは日本基準に準拠した情報開示に対して少なくとも補完措置を要求し、日本側が主張するような意味での日本基準の同等性を認めていない(表 2)。日本側はCESRが作業原則として提示した同等性概念、すなわち、「同等性とは、同一(identical)を意味するのではなく、投資者が、IFRSに準拠した財務諸表によった場合と類似した投資判断ができるようにするために必要なこと」[2005b](par.80)⁸とする考え方を支持している。この同等性概念は、企業会計審議会[2004]で言及された「従来の考え方」すなわち実績主義に近いものといえよう。すなわち、日本側(証券監督者である金融庁)はこれまで基本的に、個別基準の外形的な「同一性」ではなく、基準の運用実績の「類似性」によって、基準の同等性を評価してきたのであり、またEUの同等性評価に対してもそのような同等性解釈にもとづいてコメントを発出してきたのである。ということは、すなわち、日本側は、基準それ自体の評価のみによって同等性を評価するという立場をとっていないということである。この立場は、IASBが設定したIFRSと「EUで承認されたIFRS」(IFRS as endorsed in the EU-par.84, EU endorsed IFRS-par.46)を区別し、IFRSについては原則として後者のみに同等性を認めるという企業会計審議会[2004](13 頁)の提案にも反映されている(後述参照)。

これに対し、CESRは、上記のような同等性概念を作業原則として提示しているにもかかわらず、実際には個別基準の詳細な技術的比較を行い、事実上、基準の外形的「同一性」を評価する結果となっている⁹。CESR[2005c]は、個別基準のそうした技術的比較を「基準の直接比較」(direct comparison of standards)と称し、そうした評価方法を採用することにより、「基準の解釈および適用に係る差異を評価対象に取り上げることから生じる作業の複雑化を回避することができる」(par.10)としている。つまり、「基準の直接比較」は、CESRが意識的に選択した評価方法であったということである。「コンバージェンス・プロジェクトと同等性評価は、異なった考え方に由来し、異なった目的を持ち、異なった適用スケジュールを予定している」(CESR[2005c]par.83)というCESR自身の指摘とはうらはらに、同等性評価の実態はむしろ基準のコンバージェンスを指向した(かのごとき)作業となっているのである¹⁰。

⁷ 企業会計審議会[2004](12 頁)は、プライマリーで開示される場合の市場主義についても、金融庁長官が財務書類の個別審査や基準の同等性評価にもとづいて「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、IFRSや本国基準に準拠した開示を認めるという例外的取扱が提案されている。

⁸ 同等性の定義に関する同様の記述は、CESR[2004](par.1); [2005a](par.1); [2005b](par.28)等にも見られる。

⁹ 制度導入プロセスのレベル 2 に位置づけられるCESRの助言は、制度実施措置にかかわる「技術的助言」(technical advice)とされている。CESR公式サイト。

¹⁰ このような事態が生じた理由は明らかでないが、同等性評価の基本方針や基礎概念の策定にかかわったスタッフと、基準の評価作業にかかわったスタッフが別であり、その相互連携が十分に

2. 2種類のIFRSの並存

EUはIASBが設定したIFRSをそのまま無条件でEU基準として採用しているわけではない。IAS規則では、国際的会計基準を採用する条件として、①会社法第4・7号指令で規定された「真実かつ公正な概観」原則に反しないこと、②欧州の公益に通じること、③有用な財務情報に必要な理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性の規準を満たすことの、3つが掲げられている(art.3)。事実、EUでは2001年にEFRAG(欧州財務報告諮問グループ)が創設され、同グループを通じてIASBのIFRS策定作業に対して事前の働きかけを行う一方、策定されたIFRSごとにそれを「承認」するか否かを事後的にECに提言するというスキームが形成されている(辻山[2006b]5頁)。つまり、EUはIFRSの採用にあたって、一括承認ではなく、個別承認の方式をとっているのである(たとえばIAS39の取扱¹¹⁾)。

これは、証券監督の権限を公権力の一部として保持するかぎり、当然の制度的措置といえるであろう。IFRSの採用を域内企業に義務づける以上、監督当局にはIFRSの規範性に対する責任が発生するからである。監督当局が責任を負えるのは、監督当局が「承認」(endorse)した基準に限られるであろう。さらにまた、基準の承認に先立って、既存の関連法制とIFRSの調整(法制度的整合性の確保)も必要となる。すなわち、これを要するに、いわゆる「採用アプローチ」(後述参照)を採用したとしても、証券監督の権限を公権力の一部として保持するかぎり、制度執行のいずれかの局面において「承認」の手続が必ず必要になってくるということである。CESR[2005c](par.84)が、IASBの設定したIFRSと「EUで承認されたIFRS」(IFRS as endorsed in the EU)を区別している主たる理由の1つは、以上のような諸点にあるものと考えられる¹²。

IAS規則(2002年)が域内上場企業にIFRSに準拠した連結財務諸表の作成を要求したことをもって、EUがIFRSの無条件の全面的な受け容れ(すなわち採用アプローチの採用)を選択したものと一部では理解されていたが、以上に見るようにその後の事態の展開は、EUが決めてそのような選択をしたのではないことを明瞭に示しているのである。

さらに付言すれば、既述のように、企業会計審議会[2004](13頁)では、わが国で受け容れるIFRSは「EUで承認されたIFRS」に限定することが提案されている。制度的受容の対象となる基準について法的規範性を求める点で、日本とEUの対応は軌を一にしているのである。この特徴は、グローバル化された資本市場とそこで有効に機能する自国基準をすでに有している国家・地域(具体的には、日本、アメリカ、EU)に共通するものといえよう。有効な会計ルールは、市場関係者の声(その背後にあるルールの経済社会的機能)から隔絶したところでは形成しえないという周知の「真実」を、以上からわれわれは再確認することができるのである¹³。

図られていないなどの事情が考えられる。いずれにせよ、CESR[2005c]は、首尾一貫性に欠けた文書と評さざるをえない。

¹¹ ECは、2004年11月19日に、IAS39の全面公正価値オプションとヘッジ会計の受け入れを拒否する決定を行った。この決定を受けてIASBはIAS39の改訂作業に取り組み、2005年6月16日に改訂版(公正価値オプションを原則に限定)を公表した。この改訂版を、2005年7月8日にARCが、2005年11月15日にECが、それぞれ採択した。ヘッジ会計に関する取扱については、欧州銀行連盟(European Banking Federation)とIASBに検討の継続が要請された。IFRIC3「排出権」(2004年12月)も類似の扱い。ECで受け入れ拒否。辻山[2006b]5頁を参照されたい。

¹² 2種類のIFRSの並存については、企業会計審議会[2004]13頁および弥永他[2005]74頁でも指摘されている。

¹³ この点については、辻山[2006b]8頁も参照されたい。

3. 基準調和化の承認・執行局面におけるパブリック・セクターの役割

以上に見るように、EU においては基準調和化の承認・執行局面において、パブリック・セクターが決定的な役割を果たしている。具体的には、証券規制導入の 4 段階の作業は基本的には、EC（レベル 1・3・4）および CESR（レベル 2）が担っている。

わが国が基準調和化において採用アプローチを採用せず、また従来の証券監督行政において市場主義を採用してきたのも、基本的には EU において観察されたのと同様の事情によるものといえよう¹⁴。

SEC と FASB の関係は EU 当局と IASB のそれとは異なるので単純な比較はできないが、パブリック・セクターの役割という点でいえば、以上のような事情はアメリカにおいても同様に観察される。アメリカで外国企業に差異調整表の開示が要求されてきたのは SEC の主張に沿ったものであったし、現在差異調整表の開示義務の解消が検討されているのも、SEC スタッフの提案 (Nicolaisen[2005]) を契機とするものであった¹⁵。アメリカにおける第三国基準への制度的対応（同等性評価）は、もっぱら SEC の主導によって行われてきたのである。

基準調和化時代の基準設定はプライベート・セクターの主導で進められることになるが、基準調和化の承認・執行局面においては依然としてパブリック・セクターが重要な役割を果たしているのである。このことは、市場関係者の多様な声を調整・統合するパブリック・セクターの機能が、有効な会計ルール形成において依然として不可欠の要素であり続けていることを示しているといえよう。

IV わが国の今後の課題と展望

1. IFRS の制度的位置づけと同等性概念の精緻化

CESR[2005c]の技術的助言は新制度導入プロセスのレベル 2 に位置するものであり、EU の最終的な評価を示すものではない。したがって、わが国の関係当局等は、EU の最終的な同等性評価に日本の主張が反映されるよう、引き続き EU 関係当局に対して働きかけを行っていくことになる。

この働きかけと表裏の関係にあるのが、わが国における IFRS の制度的位置づけである。わが国における従来の外国基準に対する制度的対応、および EU に対する働きかけの基本的な観点は、既述のように、基準の運用実績の「類似性」を重視する観点（実績主義）である。この観点は、CESR[2004][2005a][2005c]で示された同等性概念に近いものである。このような観点を前提にするならば、セカンダリーでの開示については実績主義、プライマリーでの開示については市場主義を採用するという企業会計審議会[2004]の提案が、筋の通った原則的な対応となる。わが国のこれまでの基本的観点を維持するのであれば、このような制度的対応は、たとえ仮に EU において日本基準の同等性が（実質的に）否認されたとしても、堅持されるべきものとなる。

そうであればこそ、わが国の基本的観点をなす実績主義に依拠した同等性概念をさらに精緻化したうえで、わが国の主張を引き続き、EU を含む海外に向けて発出していくことが必要となる。この作業は、EU の同等性評価にわが国の主張を反映させることのみならず、基準調和化へのわが国の制度的対応（アメリカ基準や IFRS の制度的位置づけ）の基本的観点を、海外の市場関係者により説得的に説明していくことにもつながるであろう。

¹⁴ 旧商法における「公正ナル会計慣行」の斟酌規定、会社法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の遵守規定も、同様の考え方を背景に持つものと考えられる。

¹⁵ その経緯については、山田他[2006a](40 頁)における Wayne Upton 氏の発言を参照されたい。

2. 採用アプローチへの移行の可能性

CESR[2005c]の「助言」をまつまでもなく、ASBJは、日本基準とIFRSの差異を縮小させるための作業を引き続き系統的に進めていくことになるであろうし、げんにそのような作業を進めている。2005年3月に開始されたIASBとの共同プロジェクトは、そうした作業の体制的枠組みとなるものである。CESR[2005c]において補完措置が必要とされた多くの項目について、ASBJはすでに検討を開始しており、すでに対応が完了した項目（ストック・オプション）もある（ASBJ[2006]）。

基準レベルでの制度的対応において問題になるのは、採用アプローチへの移行の可能性であろう。ここでいう採用アプローチとは、自国基準を放棄し、「国際基準をそのまま受け容れる」アプローチをいう（山田他[2006a]45頁）¹⁶。このようなアプローチをすでに採用している事例として、ニュージーランド、オーストラリア、フィリピンがあり、さらにEUの同等性評価において日米とともに評価対象国とされたカナダも2006年1月に公表されたAcSB[2006]において採用アプローチへの移行を表明している¹⁷。このような流れを受けて、IASB関係者は近年、わが国に対して採用アプローチへの移行を強く要請するようになった¹⁸。その背景には、Moving Target論（収斂の対象となるIFRS自体が不断に動いているので、採用アプローチに移行しないかぎり、収斂作業は永遠に終了しないとする考え方）がある¹⁹。

採用アプローチが文字通りIFRSの「完全な採用」を意味し、かつまた近年のIASBの議論に見られるように「基準適用の質」²⁰が重視されるとすれば、当該アプローチへの移行を効果的に進めるには、基準の同等性のみならず、経済システム、法システム、コーポレート・ガバナンス等の同等性も確保されなくてはならないであろう（制度的補完性）。ASBJは、コンバージェンスの取組みにおいて、合理的な理由がある基準の差異は容認するべきであるという立場に立っているが（ASBJ[2006]）、採用アプローチに移行する場合には、ASBJのいう合理的な理由（たとえば持分プーリング法を必要とする企業結合）そのものを基本的に解消することが必要となってくる。さらに、基礎概念の相違に由来する基準の差異（「リスクからの解放」基準による純利益の重視、のれんの規則的償却等）については、基礎概念の変更（放棄）が必要になってくる。このような制度的対応は当面は現実性がないと考えられる²¹。この意味においても、「会計基準間の不必要な差異の縮小による会計基準の収斂」（辻山[2006b]13頁）が、わが国の当面の現実的課題となろう²²。

とはいえ、採用アプローチへの移行事例が国際的にさらに広がっていくようなことになれば、ある種の採用アプローチ（たとえば「承認」手続を前提にしたEU型の採用アプローチ）への移

¹⁶ 辻山[2006b]では、採用アプローチを、IFRSを無条件で全面的に採用する「完全採用」(adoption)と、IFRSの一部をカーブアウト（適用除外）したうえで採用する「部分採用」(adaptation)の2つに分類している。辻山[2006b]によれば、現在のところ、先進国・地域ではEUも含め、「完全採用」を実施している事例はないとされている。

¹⁷ このほか中国、韓国、インドも、採用アプローチへの移行を検討または準備しているとされる。

¹⁸ 山田他[2006a](45-46頁)におけるW.J.McGregor氏(IASBオーストラリア代表理事)およびP.L.O'Malley氏(IASBカナダ代表理事)の発言を参照されたい。

¹⁹ 山田他[2006a](45-46頁)におけるP.L.O'Malley氏の発言を参照されたい。

²⁰ 山田他[2006a](40頁)におけるWayne Upton氏の発言を参照されたい。

²¹ ASBJの斎藤静樹委員長も、日本は「グローバル化の進んだ大規模な資本市場と、会計基準を含めてアメリカやヨーロッパに比肩する市場インフラを整備している」ことから、「国際基準の丸呑み」はあり得ないと述べておられる。斎藤[2006]71頁。

²² FASBチェアマンのR.H.Herz氏も、コンバージェンスが「迅速に進むということとはあり得ない」とし、「時間をかけて組織的に問題に取り組み、差異を小さくしていくこと」が現実的な課題であるとしている。Herz et al.[2006]35頁。

行を検討せざるをえないかもしれない（戦略的補完性）。

3. 同等性評価の法制度的影響

2005年6月29日に成立したわが国の会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（第431条）とされている。周知のように、旧商法では、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」（第32条第2項）とされていた。つまり、旧商法では斟酌規定にとどまっていた会計慣行の法的位置づけに関する条文が、会社法では準拠規定に改訂されたのであり²³、これによって企業会計の法的規範性は強化されたとされている（伊藤[2006]18頁）。

しかし、同等性評価との関連においては、会社法でいう「企業会計の慣行」の範囲いかに、より重要な問題が伏在しているといえよう。一般には、旧企業会計審議会時代からの企業会計原則とASBJが設定する企業会計基準が、「企業会計の慣行」の主内容を構成するものとされている（辻山[2006a]）。しかし、会社法でいう「企業会計の慣行」は、それにとどまるものではない²⁴。例外法や特則法等で規定された会計慣行も、当該慣行に含まれるとされているからである（岩崎[2006]2頁）。

既述のように、わが国のこれまでの立場および主張を前提とすれば、わが国においてはセカンダリーでの開示については実績主義で対応することになる²⁵。そして、その場合、従来の法制度的対応を継承するのであれば、証券取引法（その後継の金融商品取引法²⁶）および財務諸表等規則における「外国会社の財務書類の作成基準」に関する規定を準用し、EU基準としてのIFRSに法的規範性を付与することになるであろう。つまり、そのかぎりでは、IFRSはわが国において法的に「承認」された会計基準となるのである。ということは、すなわち、以上のような制度的対応がとられた場合、IFRSは、会社法でいう「企業会計の慣行」の一部を構成することになる可能性があるということである²⁷。

上述のように、会社法では、「企業会計の慣行」への「準拠」が要求されている。そのような法規範性を有する「企業会計の慣行」にIFRSを含めるということは、会社法規制の主要な一部を、外国機関（IASBまたはEU当局）の意向に委ねる形で随時設定・変更していくということを含意する。同等性評価のわが国への法制度的影響は、以上のような点に見いだされるであろう。その場合、IFRSの採用をEU企業（または第三国企業）に限定して認めるのか、それとも日本企業にも認めるのか。IFRSの採用をEU企業（または第三国企業）に限定して認める場合には、どの

²³ ただし、会社計算規則では、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」（第3条）とされている。

²⁴ このほか、日本税理士会連合会等が公表した中小企業会計指針も、「企業会計の慣行」をなすものとされている。岩崎[2006]2頁。

²⁵ 日本経済団体連合会[2006]も、「実態に即した会計基準の開発」を要望している。

²⁶ 周知のように、証券取引法等の投資商品に関する法律群を統合する形で、金融商品取引法が、2006年6月7日に成立し、同6月14日に公布された。この法制度改正の目的は、「利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図る」（松尾他[2006]頁）ことにあるとされている。金融商品取引法においては、「金融・資本市場の国際化への対応」が主目的の1つとして位置づけられていることから、同法施行後は、第三国基準の受入れ姿勢が証券取引法時代より強まることはあっても、弱まることはないものと予想される。

²⁷ 米国基準やIFRSが、一定の条件のもとで、会社法でいう「企業会計の慣行」に含まれる可能性があるという点については、弥永[2006]も参照されたい。

ような論理で当該措置の合理性を説明するのか。このような問題に明快で説得的な回答を内外の市場関係者に示すことが、法制度面におけるわが国の今後の課題となるであろう。これは、会社法サイドの課題ではなく、企業会計サイドとりわけ証券監督当局の課題となろう。

4. 同等性否認の経済的影響

EUにおいて日本基準の同等性が否認された場合、金融庁[2005](3-4 頁)や経済産業省[2004](5 頁)では、EU市場における日本企業の資金調達に支障が生じる恐れがあると指摘されている。「必要とされる補完措置は確実に〔日本〕企業側に多大なコスト」(金融庁[2005a]3 頁)をもたらすことになる、見込まれているからである。とりわけ、「プロフォーマ(仮定計算ベース)の補完計算書の作成は、結果的に2つの財務諸表を作成することを余儀なくさせるもの」(金融庁[2005a]3 頁)であり、日本企業の開示コスト負担は多大なものになると予想されている²⁸。折しも、近年、EU市場での上場を廃止する日本企業が増大する傾向にある。EU市場での上場を廃止した日本企業は、2005年は通年で16社、2006年は5月までで9社とされる(齋藤[2006])。EU市場に上場する日本企業の3分の1以上(約60社のうち25社)が、直近の約2年間でEU市場から退出したことになる。その理由がどのようなものであれ、この傾向が、日本企業にとってのEU市場の魅力が低下しつつあることを示ものであることに変わりはない。したがって、もしCESR[2005c]の技術的助言に依拠した同等性評価がEUで公式的に採用されることになれば、他の条件に大きな変化がないかぎり、EU市場での日本企業の上場廃止の流れにはさらに拍車がかかることになるであろう²⁹。以上が、日本基準の同等性否認が日本企業とEU市場に及ぼすと予想される主たる経済的影響である。

他方、既述のように、EUで日本基準の同等性が(実質的に)否認されたとしても、わが国において従来の基本的観点が維持されるならば、わが国はIFRSについて基本的に実績主義で対応することになるであろう³⁰。つまり、この場合、EUでは日本基準の同等性が(実質的に)否認される一方、わが国では実績主義にもとづきIFRSの同等性が承認されるという事態が生じることになるのである。

このような事態が、「日本基準の孤立化」や「日本市場、日本企業の信頼性の低下」³¹といったマイナスの影響を生み出す可能性を軽視してはならないのは当然であるが、同時に、かかる事態

²⁸ 補完計算書の開示要求については、以上のほか、ASBJ[2005]では次のような批判的コメントも示されている。「基準間の違いに注意を喚起する定性的な情報は有用であると考えますが、特定の基準間の違いのみを解消するような数値情報は、数値間の関係に着目して企業を評価する投資者にバイアスを与える懸念もある。」このような観点から、ASBJ[2005]では、「記述的情報の追加開示によって適切な投資判断が可能になるケースが多いと考えられる」とされている。

²⁹ 日本基準の同等性が否認された場合、日本基準と米国基準の類似性(表3)、米国基準の汎用性(セカンダリーでの開示の場合は日本でも受け容れ)からすれば、FASB/IASBのコンバージェンス・プロジェクトの展開状況にもよるが、米国基準を採用する日本企業が相対的に増加していくことも予想される。

³⁰ EUで日本基準の同等性が否認されたからといって、日本がそれを理由に従来の主張を撤回し、報復的にわが国でのEU基準の同等性を否認することは、政策的一貫性の観点から許されない選択であると考えられる。

³¹ 日本経済団体連合会[2006]では、「今後、国際会計基準と米国基準とのコンバージェンスが進む中で、日本基準だけが大きく乖離してしまえば、世界に日本基準が異質な基準であるとの印象を与え、国際的にビジネスを展開している企業の活動を妨げ、日本基準の孤立化、ひいては、日本市場、日本企業の信頼性の低下につながる可能性があり、懸念を抱く」との指摘がなされている。

には日本にとってまったく不利なものとはいえない側面もあることに留意しておく必要がある。というのも、上掲のような事態のもとでは、日本市場へのアクセス可能性が、EU市場へのそれよりも相対的に高いものとなるからである。こうした条件下で、日本市場のパフォーマンス³²が、EU市場のそれと同等か同等以上となれば、それは、EU市場において基準の過重負担問題が生じていることを示唆する証拠となる（日本では複数基準の並存が容認されるのに対し、EUではシングルセットの基準が強制されるという点で、規制自体はEUの方が相対的に厳格なものとなる）。それは、EUの同等性評価に対する1つの経験的回答となるであろう。そのような回答を得るためにも、わが国のおかれた国際的ポジションと国内の経済社会的コンテクストに適合した形で市場規律を高め、市場の競争力を向上させていくことが、わが国には今後さらに一層強く求められることになるだろう。

CESR[2005c](par.158)には、1990年代のわが国における「会計不正」(Tobashi)への言及も見られる。EUの日本市場への不信感は根深い。何よりもまず、諸外国におけるこうした不信感を、わが国は払拭する必要がある。基準の同等性評価にせよ、コンバージェンスにせよ、それらが市場の健全性と効率性の維持改善を主目的とする以上、その結果の良否は究極的には市場のパフォーマンスの良否で評価されることになる。この意味で、基準それ自体の評価も究極的には、投資者の選好に委ねられているのである³³。こうした問題の原点を、われわれは忘れてはならないであろう。

V おわりに

以上によって、EUの同等性評価とそれをめぐるわが国の対応を素材としながら、近年の基準調和化へのわが国の制度的対応を概観し、その現状と課題を筆者なりに整理・検討するという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

同等性評価は、CESR[2005c]の公表を受けて、これから証券規制導入プロセスのレベル3および4を迎えることになる。同等性評価には、本稿で概観してきたような多くの課題や問題点が存在している。同等性評価の今後の展開は、コンバージェンスのあり方にも直接間接に影響を及ぼすことになるだろう。

辻山[2006b]によれば、EUにおける「会計基準2009年問題」は、「US市場における補正措置の撤廃に向けたEU勢の戦略、つまりはUS市場におけるEU基準(IFRS)の相互承認を求める戦略に端を発した問題」(7頁)であったとされる。日本は、EUのそうした戦略に半ば必然的に巻き込まれ、結果としてアメリカとEUの双方から基準の同等性確保を要求されるに至ったのである。やや図式的な言い方をすれば、コンバージェンスの三極体制のもとで、日本はアメリカとEUから挟撃された形になっているのである。最悪の場合、金融庁[2005a]が指摘するように、日本企業は、日本基準、米国基準、IFRSという3種類の基準に準拠した開示を強いられる可能性もある。本稿で考察したように、採用アプローチへの移行は（少なくとも当面は）考えにくい以上、会計基準とメインシステム（経済システムやコーポレート・ガバナンス等）の同時的収斂と国内資本市場の競争力強化が、わが国にはこれまで以上に求められることになるだろう。

³² ここでいう市場のパフォーマンスは、たとえば、上場企業数や市場取引高などで測定されるであろう。

³³ ASBJ[2004a](5頁)においても、「高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスは、我が国を含む主要な資本市場において、それぞれの会計基準が代替的な適用基準として並存し、市場参加者に選択され評価されるという過程を通じて達成されると考える」とされている。

参考文献

- AcSB[2006], *Accounting Standards in Canada: New Directions*, Accounting Standards Board Strategic Plan.
- CESR[2004], *Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, Consultation Paper, Ref :CESR/04-509.
- [2005a], *Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, Ref :CESR/04-509C.
- [2005b], *Draft Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, Ref: CESR/05-230.
- [2005c], *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, Ref: CESR/05-203b.
- Colasse,B.[2004], “Harmonisation Comptable Internationale; De la Résistible Ascension de l’IASB/IASB,” *Gérer et Comprendre*, No.75, pp.30-40.
- Committee of Wise Men[2001], *Final Report of the Committee of Wise Men on the Regulation of European Securities Markets*.
- EC [1995], Commission of the European Communities, *Accounting Harmonisation: A New Strategy vis-à-vis International Harmonisation*, Communication from the Commission, COM 95 (508) EN.
- [2000], *EU Financial Reporting Strategy: The Way forward*, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, COM (2000) 359 final.
- [2004], *Formal Mandate to CESR for Technical Advice on Implementing Measures on the Equivalence between Certain Third Country GAAP and IAS/IFRS*, G2 D(2004).
- FASB[2006], *A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006-2008*, Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB, 27 February 2006.
- Nicolaisen, D.T.[2005], *Statement by SEC Staff: A Securities Regulator Looks at Convergence*, <http://www.sec.gov/news/speech/spch040605dtn.htm>.
- Richard, J.[2005], “Une Comptabilité sur Mesure pour les Actionnaires,” *Le Monde Diplomatique*, No.620, pp.28-29.
- ASBJ[2004a] 『企業会計基準委員会の中期的な運営方針について』。
- [2004b] 『(仮訳) CESR「同等性評価の概念ペーパー案」に対するコメント』。
- [2005] 『(仮訳) CESR の日本基準の同等性助言案へのコメント』, ASBJ[2005], *Comments on the Draft Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*.
- [2006] 『日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて—CESR の同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—』, ASBJ[2006], *Statement on Japan’s Progress toward Convergence between Japanese GAAP and IFRSs: In Reference to Technical Advice on Equivalence by CESR*.
- Herz, R.H. et al.[2006] 「座談会・FASB チェアマン、ハーズ氏が語る “コンバージェンスの現状

- と今後の見通し”』『JICPA』第18巻第8号, 31-39頁。
- 伊藤邦雄[2006]『ゼミナール現代会計入門』第6版, 日本経済新聞社。
- 岩崎 勇[2006]「会社法会計の到達点と問題点」会計学サマーセミナー・イン九州 2006 報告論文。
- 企業会計審議会[2004]『国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について(論点整理)』平成16年6月24日。
- [2006]『会計基準のコンバージェンスに向けて(意見書)』平成18年7月31日。
- 金融庁[2004]『金融庁のCESRへのパブリック・コメントレターの概要』, Financial Services Agency[2004], *Re: Draft Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*.
- [2005a]『CESRの我が国会計基準の同等性助言案へのコメント』, Financial Services Agency[2005], *Re: Draft Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*.
- [2005b]『EUにおける我が国会計基準の同等性評価の進展状況(CESRによる同等性評価の公表)』。
- 経済産業省[2004] 企業会計の国際対応に関する研究会『我が国企業会計の国際化に関する報告』。
- [2005] 企業会計研究会『企業会計研究会中間報告書』。
- 斎藤静樹[2006]「斎藤静樹企業会計基準委員会委員長に聞く[第1回]コンバージェンスの背景」『企業会計』第58巻第5号, 70-73頁。
- 齋藤 純[2006]「欧州での上場廃止に向かう日本企業[改訂版]」大和総研『リサーチレポート—制度調査部情報』。
- 日本公認会計士協会[2004]『「第3国会計基準の同等性及び第3国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」に対するコメント』, JICPA[2004], *Comments on, “Draft Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP and Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information.”*
- [2005]『「第3国会計基準の同等性及び第3国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する技術的助言案」に対するコメント』, JICPA[2005], *Comments on “Draft Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information.”*
- 辻山栄子[2006a]「[セミナー特集]新会社法で変わる財務諸表(1)—会社法・証取法・税法と会計基準—」『日経NEEDSで読み解く』2006年7月5日。
- [2006b]「論壇・会計基準のコンバージェンス」『企業会計』第58巻第10号, 4-14頁。
- 徳賀芳弘[2005]「EUの国際会計戦略—インターナショナルアカウンティングへの再挑戦と『同等性評価』問題—」『国際会計研究学会年報』2005年度, 45-54頁。
- 日本経済団体連合会[2003]『会計基準に関する国際的協調を求める』2003年10月21日。
- [2006]『会計基準の統合(コンバージェンス)を加速化し, 欧米との相互承認を求める』2006年6月20日。
- 松尾直彦, 岡田大, 尾崎輝宏[2006]「金融商品取引法制の概要」『旬刊商事法務』No.1771, 4-15頁。
- 弥永真生[2006]「会計基準の会社法における受容」日本会計研究学会第65回大会研究報告要旨集, 114-115頁。

- 弥永真生, 梅原秀継, 川村義則[2005]「わが国における IAS への対応」平松一夫, 徳賀芳弘編著『会計基準の国際的統一—国際会計基準への各国の対応—』中央経済社, 183-244 頁。
- 山田辰己他[2006a]「座談会・IASB のコンバージェンスに向けた取組みの現状とその具体的な活動をめぐって (その 1)」『JICPA ジャーナル』第 18 巻第 6 号, 39-52 頁。
- [2006b]「座談会・IASB のコンバージェンスに向けた取組みの現状とその具体的な活動をめぐって (その 2)」『JICPA ジャーナル』第 18 巻第 7 号, 29-43 頁。